

議案第57号

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、人事委員会の勧告等に鑑み、一般職職員の単身赴任手当及び初任給調整手当の額の改定を行うとともに、再任用職員に対して単身赴任手当を支給する等の必要があるによる。

福岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市職員の給与に関する条例（昭和26年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2項中「特別職給与条例」を「福岡市特別職職員の給与に関する条例（昭和27年福岡市条例第7号）」に改める。

第8条第1項中「命ぜられた」を「命じられた」に改め、「自己啓発等休業をいう。以下同じ。）」の次に「、配偶者同行休業（福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年福岡市条例第 号。以下「配偶者同行休業条例」という。）に基づく配偶者同行休業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「命ぜられ」を「命じられ」に改め、「自己啓発等休業の承認をいう。）」の次に「、配偶者同行休業の承認（配偶者同行休業条例第2条の規定に基づく配偶者同行休業の承認をいう。）」を加える。

第8条の2第1項中「249,800円」を「307,000円」に改める。

第11条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第21条の3中「、第10条の3及び第11条の2」を「及び第10条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(単身赴任手当に関する特例)

- 2 この条例による改正後の福岡市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間にあっては「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

(教育長に関する経過措置)

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の同項の任期中は、改正後の条例第2条及び第5条第2項の規定は適用せず、この条例による改正前の福岡市職員の給与に関する条例第2条及び第5条第2項の規定は、なおその効力を有する。